２０１８年１月１５日発行

村尾光子の

下野市議会報告

（しもつけ）

（第49号）



連絡先：栃木県下野市祇園５-11-3
TEL&FAX ： 0285-44-5418
E-mail ： muraomit@mb.infoweb.ne.jp

平成29年第4回定例会(11月29日～12月13日)の報告です。

～もくじ～

《審議事項》

○承認(1件)
・専決処分事件（H29年度一般会計補正予算第4号）

○報告(2件)
・専決処分事件（損害賠償:2件）

○H29年度会計補正予算(3会計)
・一般会計　・介護保険会計
・仁良川地区区画整理事業会計

○条例改正(4件)
・市税条例及び都市計画税条例　・国保財政調整基金条例
・道路占用料徴収条例　・都市公園条例

○指定管理者の指定(7件)
・コミュニティセンター（9館）　・保健福祉センターゆうゆう館
・ふれあい館　・市民農園　・農村レストラン
・三王山ふれあい公園施設　・グリムの森･グリムの館

○請願(1件)
・「日光道中の一部赤道の市道化による歴史文化財としての利活用を求める請願」
⟹ 趣旨採択　（「趣旨採択」に賛成14、採択3）

■一般質問：7議員が質しました。

※12月1日、本会議開始前に、初めての試みでしたが「箏･樹陽会」の皆さんによる議場コンサートが開催されました（主催：市議会･文化協会）。多くの市民の皆さんに議場に足を運んでいただけた良い機会となりました。

皆様、健やかに新年を迎えられたでしょうか。

政府やマスコミは景気は上向きと言います。本当でしょうか？潤っているのは大企業、でもボロボロと不正が明らかになってきました。日本人の「矜持」とはこんなことだったのでしょうか？　日本人としての誇りはどこかへ吹っ飛んでしまった気がします。身体は元気ながら、情けない思いで新年を迎えました。結局は、この状況をどう捉えるのか、どうするのかは、毎度の事ですが、市民一人ひとりが考え行動することが基本なのですね。

厳寒の折、どうぞご自愛のほどを!

磯辺と村尾の

議会報告･意見交換＆トーク

2月4日(日)13:30～15:30

グリーンタウン･コミュニティセンター 会議室

ゲストスピーカー：田野辺隆男さん（たのべたかお）

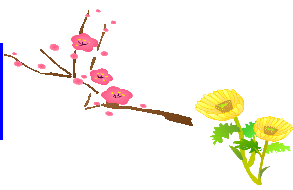
～日本国憲法と今の政治、この行方は？～

長らくNHKテレビディレクターとして活躍された経験を踏まえて、現在の政治･社会情勢について率直なお考えや日本のメディアの役割と責任について語っていただきます。意見交換もしましょう。

議会報告：磯辺香代・村尾光子

どなたでもお気軽にお出かけください

平成30年第1回定例会は
2月22日(木)開会予定です



■市税条例、都市計画税条例の一部改正

地方税法等の一部改正により、配偶者控除に係る用語変更と固定資産税の課税標準に関する特例対象が追加されたため

【改正内容】

(1) **個人市民税**(施行：H31 年 1 月 1 日)

名称変更：「控除対象配偶者」 → 「同一生計配偶者」

(2) **固定資産税及び都市計画税**(H30 年度から適用)

地域決定型地方税特例措置(わがまち特例)特例項目追加

○事業所内保育事業等に係る特例措置拡充

対象資産	家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業(定員 5 人以下)のために直接提供する家屋・償却資産
わがまち特例(法規定)	固定資産税の課税標準の特例割合は 1/2 を参酌して 1/3 以上 2/3 以下で市町村の条例で定める割合。
市の特例割合	1/2

○企業主導型保育事業に係る特例措置創設

対象資産	H29 年 4 月 1 日～ H31 年 3 月 31 日の間に子ども・子育て支援法に基く(政府の補助を受けた事業主等、一定の保育に関する施設を設置する場合、当該施設の用に供する固定資産
わがまち特例(法規定)	最初の 5 年間に限り、固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例について 1/2 を参酌して 1/3 以上 2/3 以下で市町村の条例で定める割合
市の特例割合	1/2

○市民緑地認定制度の創設に伴う特例措置の創設

対象資産	H29 年 6 月 15 日～ H31 年 3 月 31 日の間に、都市緑地法に規定する認定計画に基づいて設置した市民緑地の用に供する土地
わがまち特例(法規定)	設置後 3 年間に限り、固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例割合について、2/3 を参酌して 1/2 以上 5/6 以下で市町村の条例で定める割合
市の特例割合	2/3

下古山地内に建設された企業主導型保育所が対象となる可能性があるが、現在までに申請は無く、目下の所、特例措置の対象となるケースは無い。市民緑地認定制度は市街化区域内の緑地が対象であり、山林は対象外とのこと。

■都市公園条例の一部改正

三王山公園整備完了、グリムの館改修、天平の丘公園古民家改修に伴い、使用料を見直しして新たに設定した。

【改正内容】　(下記の金額に消費税額を加算する)

1. 蔓巻公園、三王山公園

○**蔓巻公園研修棟**：研修室・和室・調理室の利用時間区分を、10 時～ 16 時、16 時～ 22 時に変更。使用料は同額

○**オートキャンプ場(蔓巻公園・三王山運動公園)**：利用時間区分と使用料を変更し統一した。

一般サイト(1 区画)	11 時～ 16 時	2,000 円	当日
	16 時～ 21 時	2,000 円	
	11 時～翌日 10 時	6,000 円	宿泊
	16 時～翌日 10 時	4,000 円	

※バンコンサイト、犬同伴サイトは別料金。

※特に蔓巻公園オートキャンプ場は大幅な値上げとなった。H28 年 4 月時点での管理費と類似施設使用料を勘案した。1 区画面積は蔓巻公園 185 m^2、三王山 115 m^2。

2．グリムの館施設使用料

改修して控室と売店を増設したので使用料を規定。

○控室(2階図書コーナーを控室2、控室3に改修)

控室 2	入場料等の有無	無料	600 ～ 720 円
		500 円以下	780 ～ 940 円
		1,000 円以下	960 ～ 1,150 円
		1,001 円以下	1,200 ～ 1,440 円
控室 3	入場料の有無	無料	420 ～ 500 円
		500 円以下	540 ～ 650 円
		1,000 円以下	670 ～ 800 円
		1,001 円以下	840 ～ 1,000 円

※利用時間により料金は異なる。
営利・宣伝目的、市外在住者の場合は別料金。

○売店及び飲食店(仮称「お菓子の家」) 施設使用料

本館外に小屋を新設し 1 階売店が移転。飲食コーナーも

売店	月額	売上高(消費税除く)の 3 ％以上 10 ％以下て市長が定める額及び光熱水費の実費
飲食店		

※ 2 階図書コーナーの資料は、お菓子の家完成後、1 階売店跡に展示する。
使用料率については(財)グリムの里いしばし理事会(教育長も理事)での協議を経て、市長が決定する。

3．都市公園使用料等

○都市公園法第5条第1項の許可を受けた場合(天平の丘公園資料館「夜明け前」を改修した古民家カフェ)

売店	月額	売上高(消費税を除く)の 3 ％以上 10 ％以下で市長が定める額
飲食店		

売店・飲食店の使用料の決め方には定額方式と変動率方式があり、一般的に飲食店は売上高の7～10％とのこと。付託先の経済建設常任委員会ではこの割合について活発に論議された。

古民家カフェは通年利用を目的としてデリカテッセン方式で飲食品を販売する。既に、指定管理者(5年契約)は選定済みで、詳細協定内容を協議中である。担当部署では、この協定の中に「当面は5％とし、状況により使用料率を見直す条項を入れたい」としている。

天平の丘公園のイベント開催中は来場者も多いと思われるが、年間を通してとなると予測がつかない。持続的な運営が見通せるまで様子を見る必要があると思う。

選定された事業者には、最終的には使用料10％納入を目指す意気込みが欲しい。下野市のPRも行うそうだ。



■一般会計補正予算(第４号･第５号)

― 予算総額 **243 億 4249 万２千円に** ―

第4号： 突然の解散による衆議院議員選挙費は専決処分で

【歳入】　　　　　　　　　　　　(千円単位以下切り捨て)

○衆議院議員選挙執行県委託金　　　　2060 万円
○財政調整基金繰入金　　　　　　　　　791 万円

【歳出】

○衆議院議員選挙費　　　　　　　　　2852 万円

投票立会人等非常勤職員報酬(158 人) 160 、時間外勤務手当 1180 、期日前投票巡回バス運行(8コース× 2 日､利用者 12 人) 25 、バス運行については選挙のお知らせ新聞折り込みで周知 8.6
期日前投票所は市庁舎と自治医大(2 日間)に開設

第5号： 各種交付金の確定､事業費の変更､給付事業の増加等により１億 4149 万２千円を追加した。

【歳入】

○国庫支出金　　　　　　　　9739 万円
○県支出金　　　　　　　　　2591 万円
○繰入金　　　　　　　　△　791 万円
○地域海洋センター修繕助成金　　900 万円
○市債　　　　　　　　　　　1710 万円

【主な歳出】

○地方創生推進事業委託費　　　　977 万円

(アニメーション活用移住定住促進プロジェクト業務:アニメ「サクラノチカイ」PR をアニメ情報誌掲載･とちぎ TV 放映､ブルーレイディスク製作､オリジナルグッズ作成､スタンプラリー実施等を観光協会へ委託する

○障がい者･障がい児給付事業等　　9166 万円
○ゆうゆう館改修事業　　　　　　300 万円

指定管理者導入に向け事務所改修

○県営ほ場整備事業(薬師寺･柴地区)　　121 万円
○宮前堰改修事業負担金　　　　2609 万円

H30 年度県営事業となったが､早期着工のため一部支出

○観光振興事業　　　　　　　　250 万円

DC キャンペーンの一環､二次交通対策支援事業補助金を活用して貸出し用電動アシスト付き自転車 20 台導入､オアシスポッポ館･JR 駅･夜明け前･三王山公園他に配置

■保健福祉センターゆうゆう館の指定管理者を指定

指定管理者に(社･福法人)市社会福祉協議会、3 年間

目的： 管理運営について職員の兼務による効率化とサービス向上による福祉施設としてのイメージ定着化

指定期間： H30 年 4 月 1 日～ H33 年 3 月 31 日

指定管理業務委託費： 限度額 1 億 2300 万円(3 年間)
(債務負担行為として議決した)



※指定管理者は施設全体の管理を担うが､保健センターの使用は制限される。
※指定管理業務委託費は施設管理費から使用料収入を差し引いた額。
※従来の社会福祉協議会への法人運営費補助金(H29 年度 5471 万円)は､指定管理者の指定後も継続する。

「ゆうゆう館＝浴場」のイメージだが､今後は「ゆうゆう館＝福祉センター」にもなる

「公の施設」に指定管理者制度を導入せざるを得ないなら､真っ先にゆうゆう館ではないかと思っていた。市社会福祉協議会はゆうゆう館に事務所を置き､ゆうゆう館の運営に携わっているように見えていた。

社会福祉協議会は行政と連携はするが､行政の下請け機関ではない。主体は会員である。この度の指定管理者指定は､社協の本来のあるべき活動を具現できる良い機会と期待できる。地域福祉充実に向けてどんな事業を展開するのか､大きな課題だと思う。

今後､市社協は各地域のコミュニティ推進協議会毎に地区社会福祉協議会を発足させたいそうだ。現実には､社協は地域住民には希薄な存在だ。これを解決しなければ､単なる行政の下請け機関でしかない。法人の主体的な運営は会員である市民の認識にかかっているのではないだろうか。

指定管理者の指定を受けるに当たり､社会福祉協議会からはいくつかの提案があったとのこと。●季節風呂の実施 ●各種団体と連携して､所有バスを活用した送迎付きセットプラン ●介護福祉用具や障がい者就労支援施設が作成した商品の展示販売コーナー設置､など。

先ずは､社会福祉協議会が会員である市民にとって身近な存在となって欲しい。

■三王山ふれあい公園施設の指定管理者を指定

H25 年から整備してきた公園が今年度で完成する。施設の管理運営には指定管理者制度を導入する。

施設名称： 三王山ふれあい公園
団体名称： 株式会社道の駅しもつけ
指定期間： H30 年 4 月 1 日～ H33 年 3 月 31 日
指定管理業務委託費： 限度額 1 億 800 万円(3 年間)
(債務負担行為として議決した)
選定理由： 道の駅しもつけの集客力の活用と隣接するふれあい館と連携した事業の展開が期待できる。

施設概要：面積 103,931 ｍ^2 、オートキャンプ場､ドッグラン､各種広場等



■その他の公の施設､これまでの指定管理者を再指定

H30 年 3 月 31 日で指定期間が満了となるため､良好な管理運営がなされてきたので､これまでと同じ団体を指定した。指定期間は H33 年 3 月 31 日まで。

施設	指定管理者
コミュニティセンター 9 館	各地元コミュニティ推進協議会
ふれあい館	株式会社道の駅しもつけ
市民農園	(公･財)農業公社
農村レストラン	レストハウスしもつけ管理組合
グリムの森･グリムの館	(一･財)グリムの里いしばし



村尾光子の 一般質問



会計年度任用職員制度導入に向けた対応方針を問う

H29 年 5 月、地方公務員法と地方自治法の一部改正により「会計年度任用職員」が規定され、H32 年 4 月から施行、導入される。非常勤職員の雇用のあり方が大きく変わる。どのように対応するのか、方針を質した。

(1) 臨時的任用が常態化している部署や職種はあるのか。

【広瀬市長】 地方公共団体では多様化、高度化する行政需要に対応するため臨時・非常勤職員が増加しているが、それぞれの任用制度に適さない運用がなされている現状がある。

このため法改正により、従来の事務補助を行う臨時・非常勤職員を新たに設置する会計年度任用職員として位置付け、服務や期末手当給付等を規定する。また、各種委員会委員など専門的な知識・経験に基づき助言等を行う特別職非常勤職員と事務補助を行う非常勤職員の明確化や常勤職員に欠員が生じた際の臨時的職員の任用要件を厳格化する。

29 年 8 月には制度導入に向けた準備等に係る留意事項をまとめたマニュアルが国から示されたが、期末手当の割合などの具体的な内容は示されていない。

今後、国から示される準則等を参考に関係条例の整備や賃金等の給付水準の検討を進める。

本市の H29 年 11 月時点での臨時職員・非常勤職員の総数は約 320 名であり、臨時的任用が常態化している部署は主にこども福祉課、学校教育課等で、職種は保育士、放課後児童支援員、学校支援員等である。

1．地方公務員法の一部改正

【適正な任用等を確保】

地方の厳しい財政状況が続く中、多様化する行政需要に対応するため、臨時・非常勤職員が増加しているが、任用制度の趣旨に沿わない運用が見られ、適正な任用が確保されていないことから、以下の改正を行う。

(1) 特別職の任用及び臨時的任用の厳格化

①通常の事務職員等であっても「特別職」(臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員等)として任用され、その結果、一般職であれば課せられる守秘義務などの服務規律等が課せられない者が存在することから、法律上、**特別職の範囲を、制度が本来想定する「専門的な知識経験等に基づき、助言、調査等を行う者」に厳格化する。**

②「**臨時的任用**」は、本来、緊急の場合等に、選考等の能力実証を行わずに職員を任用する例外的な制度であるが、こうした趣旨に沿わない運用が見られることから、その対象を、国と同様に、**「常勤職員に欠員を生じた場合」に厳格化する。**

(2) 一般職の非常勤職員の任用等に関する制度の明確化

法律上、一般職の非常勤職員の任用等に関する制度が不明確であることから、一般職の非常勤職員である「会計年度任用職員」に関する規定を設け、その採用方法や任期等を明確化する。

2．地方自治法の改正

【会計年度任用職員に対する給付を規定】

地方の非常勤職員については、国と異なり、労働者性が高い者であっても期末手当が支給できないため、上記の適正な任用等の確保に伴い、下記の改正を行う。

○会計年度任用職員について、期末手当の支給が可能となるよう、給付に関する規定を整備する。

— 出典 総務省ホームページ —

(2) 会計年度任用職員に移行すべき職種、及びその臨時職員、非常勤職員の人数は何人か。

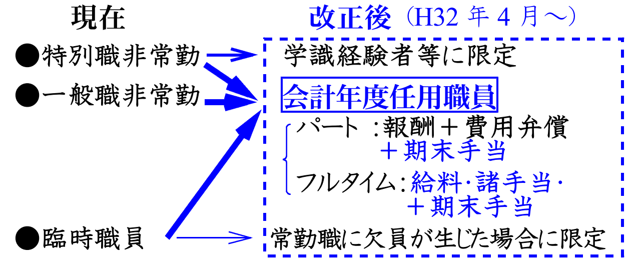
【広瀬市長】 国では、会計年度任用職員へ移行するための準備として、H30 年度に臨時・非常勤職員の任用根拠、勤務形態を調査するものとしている。本市でも同様に実施し、その結果を基に条例・規則等に位置付ける。

現状では、各種委員会委員等の特別職非常勤職員を除く事務補助を行う非常勤職員及び臨時的任用職員のほとんどが、新制度の会計年度任用職員へ移行すると考える。

(再質問) 会計年度任用職員への移行は、予算上は物件費 (賃金) から人件費 (給料・報酬) としての支出になる部分がある。32年度以降のこれらの額の変化はどの位になると予測するか。

【山中総務部長】 会計年度任用に移るのは、特別職非常勤職員では窓口嘱託員、介護認定調査員、学校生活支援員であり、臨時職員では一定的な事務補助として期間的採用の職員、窓口一般事務、保育士、児童館支援員等である。

これらに係る人件費は現在約 2 億 7 千万円だが、人件費がどの位増大するかについての試算はできていない。



《参考：自治総研通巻 465 号 2017 年 7 月号、上林陽治氏 P9 》

現在、各種委員会委員以外の非常勤特別職として採用されている職員、そして臨時職員として賃金を支給されている職員の多くはH32年度からは会計年度任用職員として期末手当が支給される。賃金か給料かの課題もあるが、市にとっては、これまで無かった「期末手当を支給せねばならない」ことが大きな財政負担になる。その支給率が明らかにされていないので、試算できないとのこと。働く人にとっては朗報とも言えるが、果たして同一労働同一賃金が実現されるのだろうか？

(3) H32年4月からの施行に向けた準備作業はどのように進めるのか。

【広瀬市長】 制度導入に向けたマニュアルには、H31 年度には任用や勤務条件についての条例・規則を制定するとしたスケジュール案が示されている。この案に沿って事務処理を行い、国の動向に注視して、遺漏のないよう準備を進める。

(4) 第2次定員適正化計画ではH32年度の職員数目標を373人としている。可能な限り正規職員で行政運営を担うべきと考えるが、会計年度任用職員や再任用職員は定員に算定されるのか。現行の定員適正化計画見直しの必要性はないか。

【広瀬市長】 市民ニーズの多様化、高度化、急速な少子高齢化の進展に伴う業務量の増大に加え、地方創生への対応、スマート IC や産業団地の開発など新たな課題に取り組む必要があり、行政需要は着実に増大している。これらを担えるマンパワー確保が重要であり、持続可能な行政運営体制を整えるためには職員数は非常に重要な要素の一つである。

今年度は第 2 次定員適正化計画の中間年度であることから、平成 32 年度に 373 名とした数値目標を検証し、新たな行政需要や持続可能な行政運営を担う体制に必要な職員数を精査し、今年度中に見直しを図る。

定員適正化計画では、フルタイムの再任用職員のみ定数に算定され、会計年度任用職員や短時間勤務の再任用職員は定数に含まれない。

しかし、見直しの中では再任用職員、臨時・非常勤職員や会計年度任用職員等も含めて、本市における最適と考えられる任用・勤務形態の人員構成を実現することにより、最小のコストで最も効率的な行政サービスの提供を可能とする本市の実態に即した定員適正化計画を策定したい。

《第2次定員適正化計画》（H26 年度～ H32 年度）

【年度別職員目標数】 H25 年 4 月の 399 人を基準

年度	26	27	28	29	30	31	32
総職員数	396	396	385	372	376	370	373
前年度末退職数	14	11	22	24	7	17	8
採用者数	11	11	11	11	11	11	11
増減者数	▲ 3	0	▲ 11	▲ 13	4	▲ 6	3

人口千人当たりの総職員数を **6.98** 人→ **6.5** 人に計画

H18年度の集中改革プラン以降、行財政改革の中で定員適正化計画策定を余儀なくされ、職員削減が金科玉条のように語られてきた。しかし、削減すれば良いというものではなく、働き方の質も課題であると思う。できるだけ正規職員で、ディーセントワーク（働きがいのある人間らしい仕事）が実現できるよう、労働環境を整えることを看過してはならない。

下野市発足後10年目に、非合理的だった分庁方式から新庁舎に移行し、既に1年以上が経過した現在では、本当に必要な職員数が見えてきたはずだ。

折しも国から「会計年度任用職員」制度導入が示された。不明確だった臨時・非常勤職員の位置付けを明らかにし、処遇改善を図るものだが、退職者を会計年度任用職員で補充することにならないか、不安を抱いた。しかし、本会議では時間切れのため確認することはできなかった。

現在、既に32年度の総職員目標数を下回っており、今年度末の定年退職・早期退職総数は計画以上の13人の予定という。また、総職員数には育児休暇・傷病休暇中の人数（現在15人）も含まれている。実働職員数不足！

会議後、「定員適正化計画では退職者数を会計年度任用職員で補充する考えは無い」（担当部長・課長談）と確認した。定員適正化計画には含まれないが、任用・勤務形態毎の人員構成についても検討するそうだ。

ICT活用道路等破損情報収集システム導入に向けた検討結果は？

H28年第3回定例会にてICTを活用した道路等破損情報収集システムの導入を提案した。導入に向けた検討結果を伺いたい。実現されるなら、手法、実施に向けたスケジュールを説明されたい。

【広瀬市長】 関係課による導入に向けた検討会議で検討した結果、大田原市が実施しているインフラ通報フォームを導入する。これは、ホームページに専用の送信フォームを追加し、GPS 機能付きのカメラで撮影をすれば位置情報も分かる仕組みであり、比較的容易に導入することができる。導入費用は現行ホームページ運用費用内に収まり追加費用は発生しない。対象情報も大雨による道路冠水状況、公園遊具・防犯灯・カーブミラー等の破損、ごみの不法投棄など広範囲に対象とできるメリットがある。

現在、通信フォームの構築作業が完了し、セキュリティ対策の確認・運用テスト等を行っている。年明け早々から運用開始する。本システムが有効に活用されるよう、広報誌等で PR を図る。

昨年提案したスマートフォン活用無料アプリも検討されたが、こちらは、利用者は無料だが市の契約に月5万円かかる、投稿された画像が第三者にも閲覧可能なので市民の個人情報漏出などが懸念されるとのこと。より有利で安全な方法で実施できるのは結構なことです!! 😄

■請願「日光道中の一部赤道の市道化による歴史文化財としての利活用を求める請願」は趣旨採択に

請願者：県シルバー大学校石橋支部同窓会長　黒須重光氏
紹介議員：石田陽一議員・村尾

《請願要旨》

1. 旧日光道中の赤道となっている箇所を市道に認定し遊歩道として整備する。
①市庁舎南駐車場から南へ数百メートル区間と、北は倉井食堂裏から消防署裏までの区間。
②整備した上で日光道中口の表示板を設置する。
2. 下野市歴史文化基本構想の保存活用方針にも入っている下石橋一里塚の調査と保護を早急に進め、日光道中の整備とともに一里塚間を実際に歩くことができる体感型文化財とする。
（小金井一里塚との現存する連続性を線で結ぶ日光道中と共に、国指定重要文化財申請をする）



石橋消防署から南へ数百メートル、国道4号線から西へ少し入った所の林の中にある。三方は上三川町飛地

何ら標識のない「下石橋一里塚」　近づくのは困難！



付託された教育福祉常任委員会では全員一致で趣旨採択。

【委員長審査結果報告】 現在、東の飛鳥プロモーション事業として下野薬師寺跡や国分寺跡・国分尼寺跡の整備を進めている。趣旨には賛同するが時期的に今すぐには難しい。この赤道に立札を立てるなどの整備はすべきだ。しかし、他の事業との関係で将来的な課題。実施するにはどれほどの予算と時間がかかるのか分からない。採択は難しい。等の意見があった。採決し趣旨採択とした。

常任委員会での請願審査に先立つ学習会を傍聴した。文化財課職員からの説明を聴き、現存状況では国庫補助を受けての整備や国重要文化財指定申請は難しいことが分かった。
だが、「趣旨採択」とは行政機関（今回は市）に対しては何の働きかけもしないということだ。
請願者が求めているのは、赤道を歩けるようにして欲しい、表示をして欲しいということ。「採択」とすれば、行政は財政状況を勘案しながら赤道に繁茂した雑草・雑木を除去、案内板設置に向けた努力をするだろう。

H29年には民間旅行社の「日光道中を歩く」企画により3回にわたり当地を見学したそうだ。荒れたままの様子に参加者から「もったいない」との声があがったと聞く。迎える側として全く恥ずかしく思う。



せめて当面は、三方を上三川行政区に囲まれた「下石橋一里塚」の区域を明確にし、案内板設置と傍らまで近づけるよう100～200mほどの遊歩道（歩ける道）整備はできないものか。
歴史文化基本構想には下石橋一里塚については調査保存するとの記載はあるが、旧日光街道については何ら書かれていない。市民への歴史的文化財として知らせることは無論だが、既に見学者があることを踏まえ、歓迎の意を込めて整備して欲しい。これこそ、歴史文化財利活用によるまちの活性化ではないか。

《議会活性化特別委員会最終報告》

H26年9月に設置された特別委員会は、議長から諮問された5項目について26回にわたる委員会を開催して調査研究し、結論を得たので最終報告をして終結しました。

《調査事項》

○新庁舎建設に伴う議場に関する調査
議会議場・全員協議会・委員会室・議員控室等の設備・備品について市に要望した。

○会派制導入：次期改選後、速やかに導入する。

○政務活動費
今任期中は導入せず、改選後、さらに研究する。

○議会基本条例の進捗状況について
議会報告会、市民との意見交換の場となる報告会を開催した。議会広報の充実について、ホームページを活用して審議結果や議会報告会・傍聴のお知らせ等を掲載し、多くの市民が議会に関心を持っていただけるような広報活動をする。

○議員研修のあり方について
議員の資質向上のため予算措置による研修会の充実を図り、費用のかからないオープン講座や大学の公開講座などに積極的に参加する。

議会基本条例第22条では、条例の目的が達成されているか検証を行うと規定している。議会運営委員会では昨年12月、初めて検証作業に着手した。どのように検証するのか、方法に難しさがある。議会改革には結構取り組んできたが、終わりの無い恒久的な課題であると思う。

～お詫びと訂正～

下野市議会報告 No48 に誤りがありました。誠に失礼致しました。次のように訂正します。

7ページ：《水道施設概算事業費調査業務　委託業務報告書》の記事中、【広域的水道整備事業経費試算】

		誤		正
栃木市	水量（m^3/日）	18,42	→	**18,424**
	施設建設費 207億円	09.2	→	**109.2**

2017年　議員報酬と主な使途

【収入】

議員報酬　5,508,125 円 ①
所得税還付金　1,015,764 円 ②
印刷機使用料　10,317 円 ③

① 月額 35 万円、期末手当 3.25 ヶ月分(＋役職加算 15 ％)
② H28 年分
③ 実費分(どなたでも利用可)



※下野市議会では政務活動費の支給はありません。

【支出】 主なもの　(単位:円)

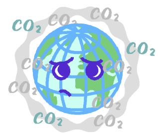
所得税 1,207,077 円／住民税 301,200 ／国民健康保険税 351,170 ④／介護保険料 106,100 ⑤／固定資産税 60,000 ⑥／議員親睦会 36,000 ⑦／病気･団体保険 66,844 ／家計へ 840,000 ⑧／自動車維持費 454,328 ⑨／印刷機･パソコン維持費 183,422 ⑩／報告書作業工賃 55,966 ⑪／図書･新聞･機関誌 265,404 ⑫／通信費 404,306 ⑬／講座参加費 171,880 ⑭／旅費･宿泊費 137,570 ／団体会費 55,300 ／備品･事務用品 166,854 ⑮／慶弔費 43,592 ／医療費 50,460

【備考】 ④医療分 269,270+後期高齢者支援分 80,900 、⑤ H29 年度分、⑥共同名義の自宅分 1/2 負担、⑦お茶代･慶弔費として毎月 3,000 円報酬から差し引き、⑧生活費･事務所費として 7 万円/月、⑨自動車税･車検整備･ガソリン代･任意保険、⑩インク･マスター･用紙、⑪議会報告書製本･発送等作業工賃 ⑫新聞･月刊誌･団体機関誌･単行本、⑬議会報告書送料･スマホ買替え･通信費、⑭全国自治体議員行財政自主研究会(東京)、自治体学会(山梨県甲府市)、市川房枝記念会政治参画フォーラム･連続講座「分断進む世界と日本社会を考える」(東京)等に参加、⑮眼鏡レンズ交換･カバン購入･事務用品
その他被服費･懇親会費に支出、記帳漏れや使途不明金もある。



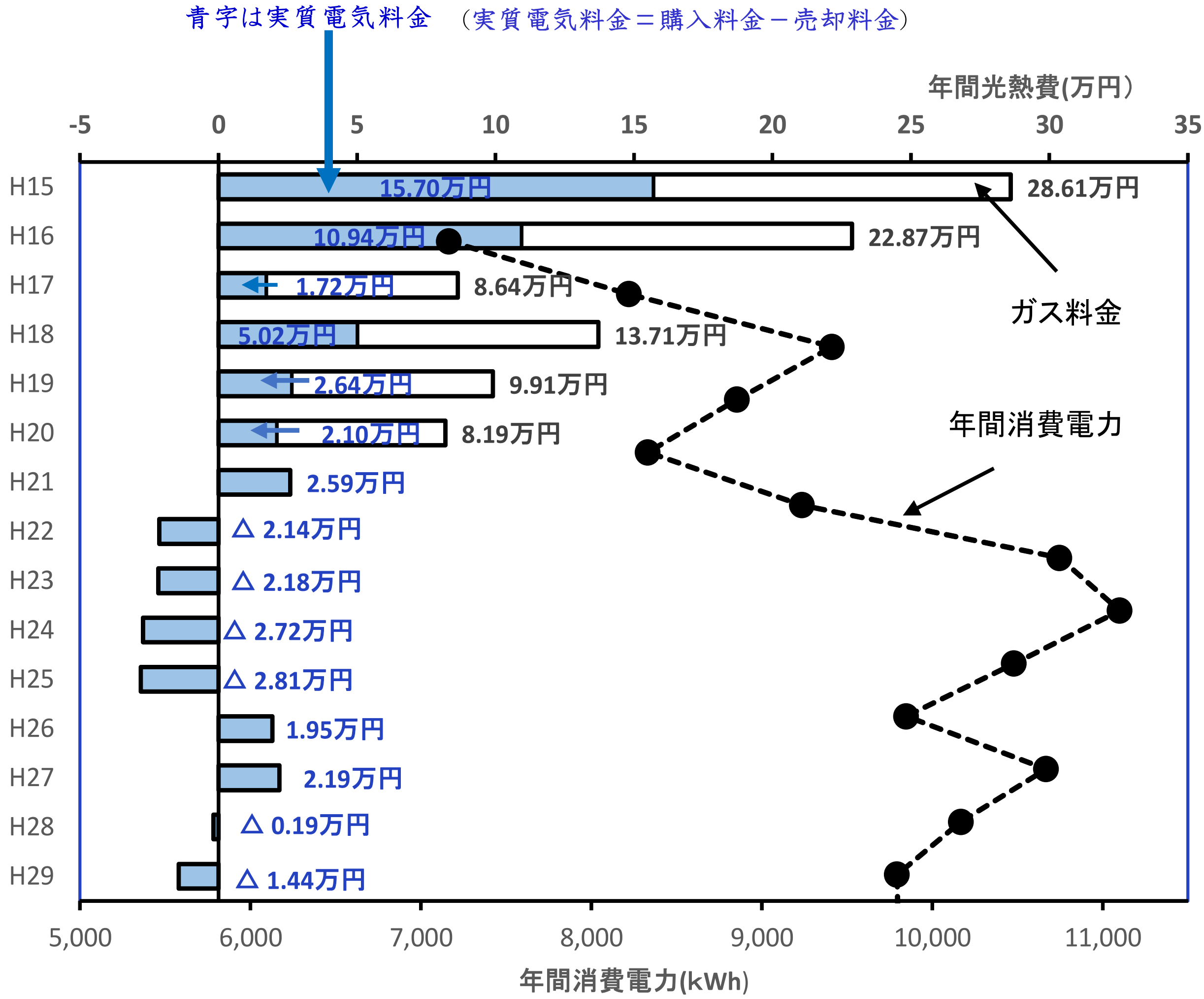
《村尾太陽光発電所通信》 ― 2004(H16)年 7 月から 5.1 kWh の発電システムが稼働 ―

H20 年 8 月からオール電化、余剰電力売電価格は H31 年まで 48 円/kW(東電との電力購入契約種別は電化上手)
H29 年の年間電力消費電力は 9,749kWh 、太陽光発電量は 5,679kWh 、自給率は 57.9 ％だった。
(電力自給率(%) ＝ 年間発電量／年間消費電力 × 100)で計算)



設置以来***2017年12月31日までのCO_2削減量：14,157Kg-CO_2***

【年間消費電力と光熱費】





9/24 〜 10/18 村尾議会報告 No48 編集・印刷作業

【10月】

1　グロリア・アンサンブル＆クワイアコンサート(宇都宮市)

2 〜 3　**総務常任委員会行政視察研修**「地域公共交通について」(富山県射水市)／「定住促進事業について」(石川県かほく市)

4　市民と面談

6　**議会だより編集委員会**

9　松本ヒロ公演「憲法くん」鑑賞(小山市)

12　**総務常任委員会行政視察研修**「地域公共交通について」(鹿沼市)

13　地方公会計実務講習会「統一的な基準による財務書類の見方やその活用について解説」(東京)

14　市長タウントーク(ゆうゆう館)

15　生涯学習情報センターまつり(下野つばさの会)

22　市民芸術祭鑑賞(南河内体育センター)

25　**議会だより編集委員会／議会運営委員会／議会活性化特別委員会**

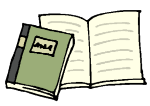
26　**ふれあい福祉運動会開会式**・送迎ボランティア(お茶の間健康クラブ)

27 〜 28　市川房枝記念会政治参画フォーラム「セーフティネットは機能しているか」仁藤夢乃氏・西沢和彦氏・水島朝穂氏・堀越栄子氏・小竹雅子氏(東京)

28 〜 29　全国自治体議員行財政自主研究会「日本国憲法と今の政治について」伊藤 真氏／「新公会計が自治体を変える！ざっくり分析、しっかり活用」宮澤正泰氏(東京)

30　やよい会例会

31　**議会だより編集委員会**



【11月】

2　市民と面談

3　戦争法に反対する栃木県民ネット講演会「日本は北朝鮮核問題にどう対応すべきか―「加憲」の怪しい狙いにも触れて」水島朝穂氏(宇都宮市)

4　市民農園まつり

5　村尾議会報告＆意見交換会

11　市川房枝記念会連続講座日本社会を考える「相模原事件を問う〜ナチスの大量虐殺の取材から」熊田佳代子氏(東京)

12　**消防団通常点検**／さよなら原発 2017 栃木アクション・パレード(宇都宮市)

13　市民と面談／教育相談研修(宇都宮市)

15　とちぎ地域自治研究所学習会「地方独立行政法人の自治体窓口委託」太田 正氏／「非正規職員と会計年度任用職員制度」松尾 宏氏(栃木市)

16　同上「社会教育施設のあり方と民間化」長澤成治氏／「公共施設の指定管理者制度を検証する」角田英昭氏(栃木市)

18　うさぎ山整備プロジェクト(ミーティング)

19　**大松山運動公園競技場起工式**／下野市水道水を考える市民ネット運営委員会

20　やよい会例会／**総務常任委員会**

21　「次期市 DV 基本計画策定のための学習会」 艮(うしとら)香織氏

22　**議会運営委員会／議員全員協議会**

24　**議会だより編集委員会**

25　**しもつけふくしフェスタ開会式**

26　小山医師会主催市民公開講座「人生 100 年時代の養生訓」島田和幸氏／シンポジウム「甲塚古墳の発掘調査によってわかったこと」

【12月】

11/29 〜 12/13　**市議会第4回定例会**

11/29 、30 、1、 4、 13 日　**本会議**

1 日　議場コンサート／**村尾一般質問**

5 日　経済建設常任委員会傍聴

6 日　**総務常任委員会**

7 日　教育福祉常任委員会傍聴

8 日　経済建設常任委員会傍聴

11 日　**議会運営委員会／議員全員協議会**

13 日　**議会だより編集委員会**

1　県南地域の地下水を考える市民ネット(宇都宮市)

2　市人権教育講演会「違いを楽しみ力に変える」にしゃんた氏

3　自然に親しむ会(ホタル公園整備)

8　下野市水道水を考える市民ネット印刷作業

9　教育相談研修／田野辺隆男氏講演「『希望』という言葉を今こそ市民に取り戻そう」(宇都宮市)

10　**南河内地区一周駅伝大会開会式**／国際交流協会クリスマス会

11　やよい会例会

12　ゆうがおネット交流講座「市民が支える超高齢社会」

16　市民農園利用者の会「腐葉土づくり」／栃木県ごみ問題連絡会総会・講演会「容リ法施行 20 年超の日本と対比して、最新の欧州ごみ処理事情」小林三喜雄氏(宇都宮)

17　下野市の水道水を考える市民ネット運営委員会

19　人権講座「だれもが暮らしやすい街に」野澤和弘氏

22　ブックベリーの会講演会「名取市における学校図書館への取組みと復興の現状」柴崎悦子氏

27　**議会だより編集委員会**

12/15 〜 19　議会だより第 47 号原稿執筆

12/21 〜 1/10　村尾市議会報告 No49 編集・印刷作業



■あれこれ　■「ドイツに学ぶ働き方改革」(2018.1.3付け下野新聞)は、年間労働時間が最も短く、日本の1.5倍近い労働生産性を実現しているドイツ(2016年OECD調査)についての興味ある報道だった。■この中でのドイツ日本研究所 ヴァルデンベルガー所長のコメント:「残業を減らすには、残業をする理由の分析が必要。人手不足か、業務分担が非効率か、他に行く場所がないのか。ドイツ人は仕事と自由時間を区別するが、日本人は仕事と友人、趣味を分けない。子どもの時から学校が生活の中心で、部活動や行事も学校で行う慣習にルーツがある。ドイツでは「頑張る」精神は理解されない。成果が重要で、長時間がかかるのはおかしいとみられる。日本は努力が評価基準、それを見せようとして残業も増える。また、消費者が優先され、それが長時間労働につながる。だが、消費者は労働者でもある。そのバランスをとる道を探るべきだ。」 ■「バランスをとる」はいいね！ でもどうやって？

